

保育所における感染症対策ガイドライン（諫早市）

A. 医師が記入した意見書が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間	登園の目安
麻 し ん (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風 し ん	発しん出現の前 7 日から後 7 日 間くらい	発しんが消失してから
結 核		医師により感染の恐れがないと認 めるまで
百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出 現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日 間の適正な抗菌性物質製剤による 治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感 染症（O157, O26, O 111 等）		医師により感染のおそれがないと 認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、ト イレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停 止の必要はなく、また、5 歳未満の 子どもについては、2 回以上連続 で便から菌が検出されなければ登 園可能である。）
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認 めるまで

意 見 書	
_____ 保育園・園長 様	_____ 園児氏名
病名「 _____ 」	
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので _____ 月 _____ 日から登園可能と認めます。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
_____ 医療機関	
_____ 医師名	
_____ 印またはサイン	